

安城市情報配信サービスプラットフォーム構築業務委託 仕様書

本業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、本業務を行うにあたって必要な事項等を示したものであり、本業務の執行は仕様書によるものとする。

本業務の実施にあたっては、受注者の持つ専門性、技術力等により最適な実装方法を提案すること。ただし、本機能要件は本仕様書作成時点の基本要件であり、要件定義から工程段階において、協議をしながら、最終的な機能要件を定めるものとする。

また、本業務は「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプTYPE1）」の交付対象事業である。

1 契約期間

契約期間は契約締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。

また、運用開始を令和5年3月1日とし、その後1ヵ月を試行期間とする。

2 業務目的

災害時における多様な情報伝達手段のワンオペレーション化[※]や災害対策本部における情報収集機能の効率化を目的とした「安城市情報配信サービスプラットフォーム」を構築することにより、被害概況の早期把握と市民等に対し迅速かつ確実な情報配信を実現する。

※本市では、災害時の情報伝達手段として、ホームページ、登録制メール（すぐメール）やスマートフォン用アプリ（Yahoo!防災速報）、SNS（Twitter、LINE、Facebook）、緊急速報メール（エリアメール）などを活用しているが、その一方で情報配信の主体である行政側の負担増加が課題となっている。

3 業務委託範囲

本業務の業務委託範囲を以下のとおり定める。

（1）システム構築および導入業務

- ・サーバ環境の構築
- ・安城市情報配信サービスプラットフォームの開発
- ・本市職員への操作説明会の実施
- ・開発したアプリのアプリストアでの公開

（2）試行期間におけるシステム運用・保守業務

- ・安城市情報配信サービスプラットフォームに関するサービスの維持
- ・安城市情報配信サービスプラットフォームの保守

4 納品物

本事業における納品物を以下のとおり定める。

No	品目	数量
1	安城市情報配信サービスプラットフォームライセンス	
1-1	スマートフォン端末用アプリケーション	無制限
1-2	情報配信・管理用 Web アプリケーション	
1-2-1	システム管理者用	1 ライセンス
1-2-2	情報配信者用	必要数
2	完了報告書	1 式
3	情報配信者用マニュアル	必要数 及び 電子データ (CD-R)

5 サーバ

5.1 前提条件

サーバはクラウドサーバの利用を前提とし、クラウドサーバ提供事業者が JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001 に基づく認証を取得していること。

5.2 設置場所

本業務で構築するサーバは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 各種設備が日本国内に設置されていること
- (2) 各種設備が物理的に異なる 2 拠点以上のデータセンターに設置できること

5.3 地震、火災、停電対策

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地震、火災等の災害を受けるおそれの少ない位置に設置されていること
- (2) 自動火災検出及び鎮火装置が設置されていること
- (3) 電力会社から 2 系統以上で受電し、冗長性を確保していること
- (4) 電力障害時には無停電電源装置 (UPS) によるバックアップ電力を供給できること
- (5) 建物の電源設備の法定点検及び工事の際においても、機器の停電時対策をとる必要のないこと

5.4 セキュリティ対策

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- (1) ネットワーク侵入検知等の仕組みを導入し、監視を行うこと
- (2) 安定したサービスを提供するため、DDoS 攻撃に対する対策を複数有すること
- (3) 不測の事態に備えてバックアップを定期的に取り得し、復旧することが可能な状態で運用を行うこと

5.5 データセンター運用体制

本業務で利用するデータセンターは以下の要件を満たすものとする。

- (1) 各設備を常時集中管理及び制御する仕組みを有すること
- (2) 24 時間 365 日のネットワーク障害受付、故障修理及び復旧ができる体制を有すること

6 ネットワーク環境の整備および条件

管理用 Web アプリケーションを利用する端末のネットワーク環境については、以下に記載する条件での動作を保証するものとする。

- (1) 本市役所内インターネット接続系 LAN を介して、利用できること
- (2) 将来的に情報配信を本市役所内インターネット接続系 LAN 以外からも入力する可能性があるため、一般的なインターネット回線においても、利用できること

7 安城市情報配信サービスプラットフォーム

7.1 ソフトウェア構成

提供するソフトウェアは以下のアプリケーションで構成されるものとする。

- (1) スマートフォン端末用アプリケーション（以下、スマホアプリ）
- (2) 情報配信・管理用 Web アプリケーション（以下、配信管理アプリ）

7.2 サーバ要件

本ソフトウェアが動作するに当たって必要となるサーバは以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本ソフトウェアが動作するのに十分な性能を確保していること
- (2) 今後のシステム拡張含め、本ソフトウェアが動作することを担保する内容が明記されていること
- (3) スマートフォン利用者の個人情報収集・蓄積しないこと
- (4) スマートフォン利用者の位置情報は蓄積しないこと

7.3 ソフトウェアライセンス要件

受注者は本市に対し、それぞれのアプリケーションについて、以下のライセンスを付与するものとする。

- (1) スマホアプリの利用者ライセンスは数量無制限で提供すること
- (2) 配信管理アプリは、システム管理者用アカウントを 1 ライセンス、情報配信者用アカウントのライセンスを必要数提供すること

7.4 スマホアプリ要件

スマホアプリは、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 2 種類のアプリ（iOS、Android）を提供すること
- (2) 対応 OS は、バージョンシェアを鑑み、iOS12.0 以上、Android6.0 以上とすること

- (3) アプリの更新プログラムを作成する場合には、アプリストア上でリリースすること
- (4) サーバとのデータの送受信は、暗号化された通信で行うこと
- (5) 受信済みの情報（お知らせ、コンテンツ等）は、ブラウザのキャッシュに保存するのではなく、端末が通信できない状態でも永続的に確認可能な領域に保存すること
- (6) 通信不可等の理由により未取得の情報がある場合には、取得可能となり次第自動取得できること
- (7) 初回利用時に地域やグループを指定することができ、受信するお知らせ等の情報を限定できること
- (8) 情報は 90 日前を目安とし、過去に遡って十分な期間確認できること

7.5 配信管理アプリ要件

配信管理アプリは、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 本市からの情報入力および各種設定、集計作業等は、インターネットに接続されたパソコンのブラウザ上で稼働すること
- (2) 最新の Google Chrome、Microsoft Edge で動作可能なことを保証すること
- (3) システムへのログイン認証はユーザ ID とパスワードの他に、ワンタイムパスワードの発行等による二要素認証が可能であること
- (4) ユーザ ID については、システム全体の権限を持つ管理者権限や、記事作成権限など、柔軟な権限設定が可能であること
- (5) アプリをバージョンアップしていない利用者に限定して新しいバージョンのアプリがあることを通知できること
- (6) スマホから簡易配信が可能であること
- (7) スマホ用の配信管理アプリでは、スマホ用に画面が最適化されていること
- (8) 配信結果の一覧が確認可能であること

7.6 お知らせ配信機能

配信管理アプリで入力したお知らせ情報をスマホアプリに PUSH 配信する機能を提供する。情報配信機能は以下の要件を備えるものとする。

- (1) 配信管理アプリで入力したお知らせ情報をスマホアプリに配信すること
- (2) 画像、音声および文字が配信可能なこと
- (3) 配信された情報の見直し、聞き直しが可能なこと
- (4) 緊急度に応じて鳴動方法、表示方法を変えられること
- (5) 情報を受信した際、PUSH で通知が自動的に表示されること
- (6) PUSH 通知は端末がスタンバイ状態、もしくは他アプリ起動中であっても通知されること
- (7) お知らせ本文は、半角 10,000 文字、全角 5,000 文字まで入力可能なこと
- (8) 配信管理アプリでのお知らせ情報毎に以下設定が可能なこと
 - (ア) テンプレートの設定が可能なこと
 - (イ) 即時配信に加え、配信日時を指定して配信が可能なこと

- (ウ) 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定が可能なこと
 - (エ) カテゴリの設定が可能なこと
 - (オ) タイトルの設定が可能なこと
 - (カ) Web ページのリンクが添付可能なこと
- (9) 安城市 HP にある RSS 配信（新着情報）を取得し、スマホアプリに表示すること

7.7 SNS 連携機能

お知らせ配信の際に、市公式の LINE、twitter、Facebook への一括配信が可能であること。

7.8 コンテンツ配信機能

本市がホームページ等で公開しているハザードマップ等のコンテンツをスマホアプリからでも閲覧できるようにコンテンツ配信機能を設ける。コンテンツ配信機能は、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 配信管理アプリを介してスマホアプリに対し、コンテンツを配信できること
- (2) コンテンツは PDF ファイル、画像ファイル（PNG ファイル、JPG ファイル）、動画（MP4 ファイル）、Web リンクに対応すること
- (3) コンテンツは配信する際にカテゴリと閲覧可能期間を設定できること
- (4) カテゴリは配信管理アプリ上で柔軟に変更できること
- (5) 配信先を限定し、特定の地域やグループにのみ配信する設定が可能なこと

7.9 地図機能

安城市内の地図にアプリ利用者の現在位置、避難所等の位置を表示できる機能を設ける。地図機能は、以下の要件を備えるものとする。

- (1) 地図の縮小・拡大等は多段階で縮尺変更できる仕組みであること
- (2) 特定のアプリケーションをインストールすることなく、スマホアプリ内で動作すること
- (3) ベースマップ上に複数のレイヤを表示する機能を有すること
なお、表示するレイヤは洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図等のShapeファイルを想定している
- (4) ベースマップ上に避難所等の位置をアイコンで表示できること
また、表示するアイコンは避難所の種類ごと（公民館避難所、学校避難所、福祉避難所等）に区別できるよう分かりやすい工夫がされていること

7.10 写真投稿機能

災害発生時、本市職員や消防団員などが被災現場の状況をスマートフォンで撮影し、その情報を共有できる機能を設ける。写真投稿機能は以下の要件を備えるものとする。

- (1) 写真投稿の権限は発注者が指定できること
- (2) 写真は 1 回の投稿で複数枚添付可能なこと
- (3) 添付した写真に対し、コメントを付けられること
- (4) 投稿した場所の位置情報を取得し、地図上に反映・共有できること

- (5) 投稿された写真に対し、属性管理（人的被害/家屋被害/道路被害 等）ステータス管理（未着手/対応中/完了 等）ができること
- (6) 投稿された情報を集約し、その結果を管理者側から csv 等の形式で出力が可能なこと

7.11 災害情報入力機能

災害発生時、本市職員等が被災状況や避難所の状況（避難者数、避難世帯数、ケガ人数など）を簡単に登録できること。市役所側の管理画面では、登録情報の一括確認、管理及び csv 等の形式で出力が可能なこと。

7.12 職員参集機能

災害発生時、本市職員等が自身や家族の状況、登庁可否等を簡単に登録できる機能を設ける。職員参集機能は以下の要件を備えるものとする。

- (1) 各職員に対して参集可否を回答する登録フォームを PUSH 通知で配信できること
- (2) 登録結果を管理者側にて一覧表示できること
- (3) 登録結果を自動集計できること
- (4) 登録結果を管理者側から csv 等の形式で出力が可能なこと
- (5) 配信対象のグループを設定できること

7.13 多言語対応

配信するテキストを、英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語に翻訳できること。

8 構築等業務

8.1 構築作業要件

受注者は構築作業を行うに当たり、以下の要件を満たすこと。

- (1) 作業に必要な機材、回線環境は受注者にて準備を行うこと
- (2) 再委託は原則禁止とする。ただし、請負業務の一部であって、かつ書面により事前に申請し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない
- (3) 構築時に機能テストを実施し、システム納入時に結果を検査成績書として提出すること

8.2 導入説明会

本業務ではシステムのスムーズな導入を実現するため、管理者及び利用者がシステムを利用した業務を遂行する上で必要な操作手順や機能に関する導入説明会を開催する。

- (1) 実施回数やスケジュール等については発注者との協議の上決定すること
- (2) 操作マニュアルを作成し、説明会開催時に詳しく説明すること

8.3 スマホアプリの公開

スマホアプリの公開に際し、以下の要件を満たすこと。

- (1) 受注者のアカウントで公開することとし、アカウントの取得等、公開に要する費用についてはすべて受注者で負担すること
- (2) Googleplay, AppStore からダウンロードしてインストールできること
- (3) スマホアプリの公開後、発注者からダウンロード数、利用実績等の作成を本市が求めるときは対応すること

9 その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、または明示されていない事項については、発注者と協議のうえ、円滑な解決に努めなければならない。
- (2) 本業務の履行により設計・構築したアプリの著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、本業務の開始前に受注者が所有している著作権及び、外部から提供されているコンテンツの著作権についてはこの限りではない。